

ディサービスセンター・カドタ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松風会が開設するディサービスセンター・カドタ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第一号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者である高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、多様な評価の手法を用いて、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ディサービスセンター・カドタ
- 二 所在地 岡山市中区門田屋敷4丁目5番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤、併設のケアハウス サンライフ・カドタ施設長及びヘルパーステーション・カドタ管理者を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 2人（常勤2人、うち1人は介護職員と兼務）
看護職員 1人以上（機能訓練指導員と兼務）
介護職員 3人以上
機能訓練指導員（運動指導員） 2人（看護職員と兼務）
生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（運動指導員）は、通所介護計画に基づき、指定通所介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 8時30分から17時00分までとする。
サービス提供時間 9時30分から15時45分までとする。

(利用定員)

- 第6条 利用定員は25名とする。

(通所介護事業の内容)

- 第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
- 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。ただし、生活支援通所サービスの利用者に対しては、食事の提供は行わない。
- 四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。ただし、生活支援通所サービスの利用者に対しては、入浴のサービスは提供しない。
- 五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- 六 相談、助言に関する事項・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。
- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。
 - 二 食費として、1日あたり500円。
 - 三 おやつ代として1日あたり100円。

- 四 おむつ代として、その実費。
 - 五 その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市（旧御津町、旧建部町、旧灘崎町、旧瀬戸町の区域を除く）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
 - 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時、事故発生時等における対応方法）

- 第11条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。
- 2 事業所の管理権原者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練を1年に2回以上行う。

（身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き）

- 第13条 事業所は通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す

る行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

（虐待防止のための措置）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第15条 事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第16条 事業所は、通所介護事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、通所介護事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護事業に係る利用者からの苦情に関して岡山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岡山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回以上

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業所は、通所介護事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例、規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。
この規程は、平成12年7月1日より施行する。
この規程は、平成12年10月1日より施行する。
この規程は、平成13年4月1日より施行する。
この規程は、平成15年4月1日より施行する。
この規程は、平成17年10月1日より施行する。
この規程は、平成18年1月1日より施行する。
この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成20年1月1日より施行する。
この規程は、平成20年7月1日より施行する。
この規程は、平成22年1月1日より施行する。
この規程は、平成23年11月1日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成25年4月1日より施行する。
この規程は、平成25年10月1日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年6月1日より施行する。
この規程は、平成27年8月1日より施行する。
この規程は、平成28年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年11月1日より施行する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。